

税務課からのお知らせ



滞納しない正しい納税

■滞納は真面目な納税者との公平性を欠く行為

村の収入は、税金と手数料・財産収入などの自主財源と、地方交付税や国、県補助金・村債などの依存財源から成り立っています。

納税者が納めた税金は福祉や教育・道路整備をはじめ、村民の皆さんが安心して生活できる環境づくりの原資となる貴重な財源です。充実した行政サービスがおこなわれるよう村税の納期限内納付にご協力をお願いします。

村税の滞納は、村の財政を圧迫し住民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。そして何より納期限内に税金をきちんと納付していただいている大多数の善良な納税義務者との公平性を欠くことになります。また、督促状の送付など余分な経費に税金を使うことにもつながります。

このため、村では納付できるのに納付しない悪質な滞納者に対し財産など調査を徹底的におこない、財産の差し押さえをおこなっています。

■阿蘇が一つにまとまり滞納税徴収に取り組む

本年度も阿蘇管内全ての市町村が一つとなり滞納税を回収するため、滞納者宅の搜索や不動産を差押公売、預金・給与などの差押えなど、法的処分をおこない滞納税額を減らす取り組みを強化します。

■滞納は放置せず、事情のある人は必ず相談を

今後も、収入や財産があるのに納税しない悪質な滞納者には毅然とした滞納処分を執行します。

また、財産調査で財産が発見できなかった場合は、強制的に滞納者の住居に踏み込み、差し押さえるべき財産を探す「家宅搜索」もおこないます。

差押えた自動車や電化製品・貴金属などの動産は、公売会やインターネットオークションなどを活用して売却し滞納税に充てます。

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を納めることが困難な人は、納期限内に税務課に連絡してください。生活状況などを聞き取ったうえで徴収の猶予などをおこなうことができます。ただし、虚偽の申出や納付計画を守らずに不履行になった場合は、滞納処分の対象になります。

諸事情により納付困難な場合はそのまま放置せず、必ず税務課へ連絡し相談してください。

相続人代表者指定届の提出について

村県民税、固定資産税、軽自動車税の納税義務者(所有者)が亡くなられた場合は、相続人代表者指定届の提出が必要です。

これは、亡くなられた納税義務者(所有者)に代わり、納税通知書を受け取っていただく人を相続人の中から指定いただくためのものです。

「相続人代表者指定届」に、必要事項を書いて税務課に提出してください。様式は村ホームページの税務関係申請書のダウンロードページに掲載しております。提出は郵送でも構いません。

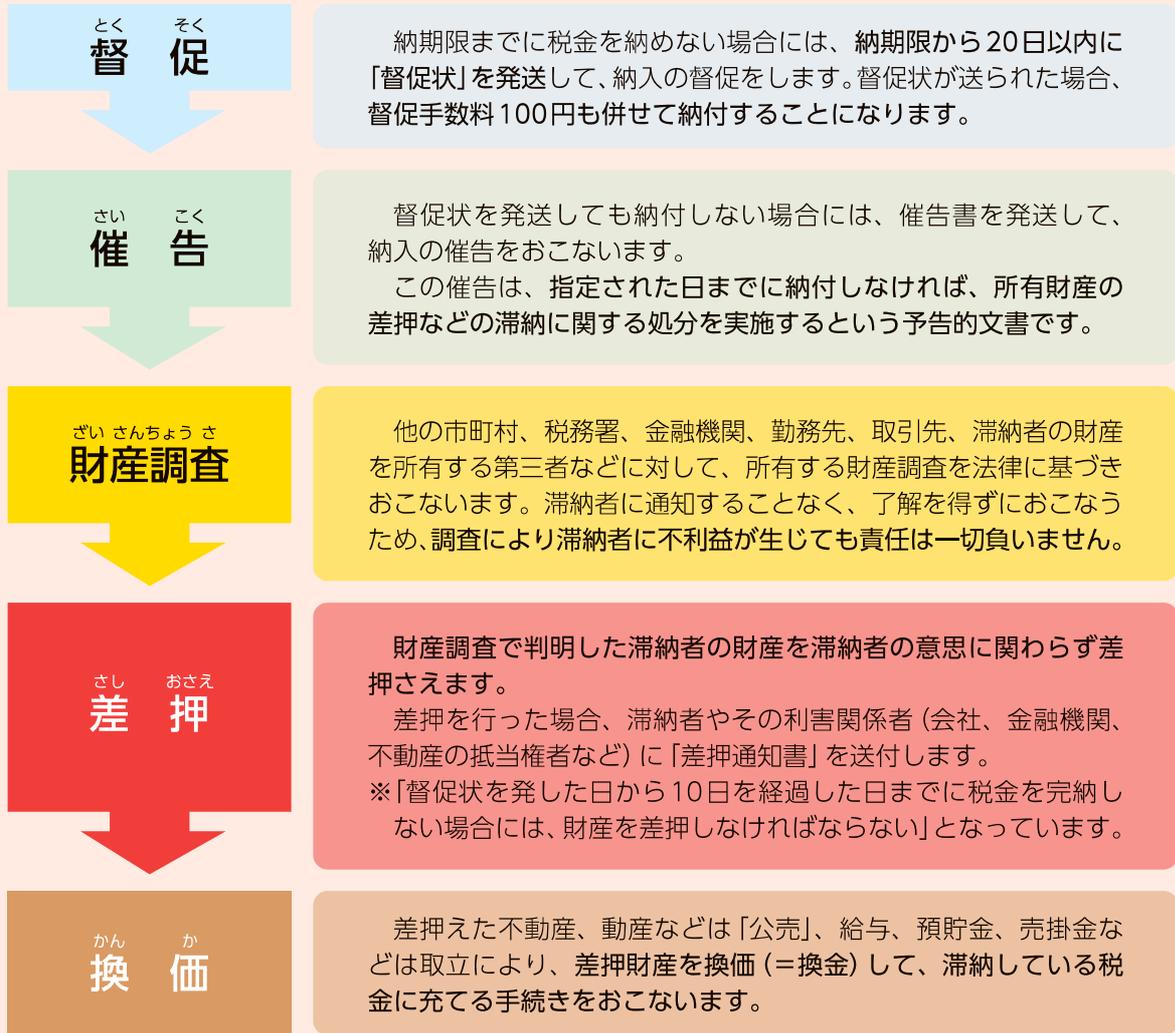
なお「相続人代表者指定届」を提出いただいても、固定資産(土地・家屋)や軽自動車の所有者は変わりません。所有権の相続を決定するものではありません。固定資産(土地・家屋)の所有者を変更するには、別途、法務局で相続登記の手続きが必要です。

なお、亡くなられた納税義務者が口座振替の登録をしていた場合は、口座振替が不能となります。引き続き口座振替をご希望の場合は、口座振替取扱金融機関にて新たに口座振替依頼の手続きをしてください。



村HP
申請書ダウンロードページ

《滞納処分までの流れ》



〈問い合わせ〉税務課 収納係 TEL0967 (67) 2703

県防災センター展示・学習室オープン！

5月17日にオープンした県防災センター展示・学習室では、①熊本地震や令和2年7月豪雨など過去の自然災害の記録、②災害発生メカニズム、③防災の取り組みなどをパネルやプロジェクションマッピング、VRなどで学ぶことができます。学校や自治会などの学習の場としてご利用ください！

■開館：平日 午前9時～午後5時まで
■入館料：無料



※スタッフによる防災講話などもおこなっていますのでご希望の場合はご相談ください

〈問い合わせ〉県危機管理防災課 TEL096 (333) 2811